

議員提出議案第 1 号

三朝町議会委員会条例の一部改正について

次のとおり三朝町議会委員会条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 21 年 5 月 12 日

提出者	三朝町議会議員	遠藤勝太郎
賛成者	三朝町議会議員	福田茂樹
賛成者	三朝町議会議員	山田道治
賛成者	三朝町議会議員	横木文雄
賛成者	三朝町議会議員	松村修
賛成者	三朝町議会議員	平井満博
賛成者	三朝町議会議員	杉原憲靖

三朝町議会委員会条例の一部を改正する条例

三朝町議会委員会条例（昭和 62 年三朝町条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
名 称	定数	所 管	名 称	定数	所 管
総務常任委員会	5 人	<u>会計課、総務課、財務課及び税務課に関する事項並びに他の委員会に属しない事項</u>	総務常任委員会	5 人	<u>総務課・防災課・財務課・地域振興課及び税務課に関する事項並びに他の委員会に属しない事項</u>
産業建設常任委員会	5 人	<u>農林課、企画観光課、建設水道課、農業委員会及び三朝町営国民宿舎ブランナールみささに関する事項</u>	産業建設常任委員会	5 人	<u>建設水道課・農林観光課・農業委員会及び三朝町営国民宿舎ブランナールみささに関する事項</u>
教育民生常任委員会	5 人	<u>町民課、健康福祉課及び教育委員会に関する事項</u>	教育民生常任委員会	5 人	<u>町民課・健康福祉課及び教育委員会に関する事項</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。